

1 日時

平成25年11月20日（水）14:00から16:00

2 場所

富山国際会議場特別会議室

3 出席者

委員：楠井委員長、鍛冶委員、高橋委員、水野委員、湯浅委員、小見委員、島委員、高橋委員、中田委員、南部委員、藪委員、吉田委員、若林委員（13名出席）

事務局：林生活環境文化部部長、小野富山県理事・生活環境文化部次長、竹内自然保護課長 ほか

4 議題及び概要

<議題>

(1) 富山県生物多様性地域戦略（仮称）（案）の策定について

ア 第1部 戦略（案）について

イ 第2部 施策体系（案）について

ウ 第3部 行動計画（案）について

(2) 希少野生動植物の保護対策のあり方について

(3) パブリックコメントの実施について

(4) 策定までのスケジュールについて

<概要>

環境審議会から付議された富山県生物多様性地域戦略（仮称）（案）の策定及び希少野生動植物の保護対策のあり方について、事務局（自然保護課）が説明を行い、各委員から質疑がなされた。

戦略（案）については、パブリックコメントを実施することとした。また、平成25年2月開催予定の第3回小委員会で戦略（案）及び希少野生動植物の保護対策のあり方について、最終案を審議することが決定された。

5 質疑内容

○ 第1部 戦略（案）について

（委員）

海洋生物類の記述について対応いただいたが、タイマイなどの南方系のカメについては富山湾で生育しているといっているか分からない。文献などがあればいいが、確認されただけということであれば、誤解を招くのではないか。富山湾に定住しているのか再確認してほしい。

（事務局）

再確認する。

(委員)

実態調査のアンケートについては、生物多様性についてもう少しわかりやすい説明をつけて事業者に示してはどうか。生物多様性の解説部分に、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性について記載し、これらの多様性によって生き物同士が繋がっていることなどをもう少し詳しく書いたほうがよいのではないかと。事業者は突然生物多様性といわれてもよく理解していないと思う。

(事務局)

もう少しわかりやすい説明を加えたい。

(委員長)

事業者のお立場から委員ご意見あるか。

(委員)

アンケートについては、意見をいくつかコメントした。環境問題への取組については、ほとんどの企業が実施している。アンケートの設問では、環境問題への対策の項目と生物多様性の項目とが重なる部分もあればそうでない部分もあり、その辺が設問の内容としてどう答えたらよいのか、とまどいを感じることをご指摘申し上げた。

また、生物多様性というものの位置づけについて、環境という大きな集合の中の部分集合という考え方で捉えてよいのか、そのあたりをはっきりしておく必要があるのではないかと。委員が言われた「生物多様性とは何か」といったことについてもっと分かりやすく、というお話についても、アンケートの範囲を少し具体的に限定するとか、あるいは逆に拡大するとか、また環境問題の取組の進展としてよいのか、部分としてよいのか。ある種の線引きみたいなものを明確にされたほうがよいのではないかと。思う。

(委員長)

今、委員がおっしゃったこともアンケートに取り入れていただきたい。

○ 第2部 施策体系（案）及び第3部 行動計画（案）について

(委員長)

第2部については、県が現在実施している生物多様性に関連した施策をまとめたということで、これについてはご確認いただきたい。本日は第3部についてご議論いただきたい。

第3部は行動計画ということで、第1章では県民が日常で取組む行動、第2章では地域別に、県民、市民団体、事業者が取組むべき内容となっている。これらに追加すべきことがあるかどうか各委員からご意見をいただきたい。

(委員)

第2部について1点質問がある。12ページに海洋保護区が記載されているが、海洋保護区として考えられる保護水面とか水産資源保護上のものなどについて、指定されているものはあるのか。あるなら農林水産部に確認したほうがよい。

(事務局)

水産担当課に確認する。

(委員長)

これについては事務局で調べることに。では第3部についてご意見はないか。

(委員)

釣りや山菜採りなどの直接的に生きものを消費するレジャーやスポーツについては戦略にあまり記載されておらず、むしろ若干ネガティブに記載されている部分がある。こういったレジャーやスポーツは、「自然の恵みをいただく」ということを感じることもできる素晴らしい面があるので、資源を持続的に利用しながら愛好者を増やす必要があるということについて記載してほしい。

(委員)

アルペンルートの外来種対策について。私はアルペンルートでガイドをやっているが、私たちが外来種除去マットについて説明すると、美女平のマットについては、「どうしてこんなわかりにくい場所に設置しているのか。」といつも質問される。誰も足マットの場所を分かっていない。使い方も分かっていないらしく、帰りに足を洗うところだと思っている人までいる。外来種除去マットを敷くにしても設置場所は専門家に聞いて効果的な場所へ設置してほしい。

国交省の立山カルデラのトロッコなどでは2～3年前から実施しているが、足を洗わないと乗れないことにしている。これぐらい徹底して、県民に定着する方法を検討してほしい。

外来種は除去するのではなく、まず持ち込ませないことが大事。立山に来る人が全員大変なことになるという意識を持ち、外来種の持ち込みを予防するくらいの勢いでやらなければならない。

行政が何かをするというと、すぐにその場所をきれいに整備するといった方向に考えがちだが、そこにある植物が育った環境をどうやって守っていくかを考えたときに何かを行動に移すときは慎重な対応が必要じゃないか。

第3部には県民の皆さんに外来種除去をしてもらおうと書いてあるが、外来種除去作業はとてもお金がかかる。うちの協会でもできないから県の予算の中でやってもらっている。すごく問題が多い。お金がかかる有料道路なので誰でも入れる場所ではない。車の乗り入れができない。除去した草の処理費用の問題もある。県民の皆さんにやっていただくにしても500円の水と緑の森づくり税を使ってもらえるのか、別に予算をつけていただけるのか。机の上でいい条例ができて、県民の皆さん全体の行動になっていかないとなかなか浸透していかないのではないか。そのためにも現在ボランティアがやっていることに予算をつけてもらえればもうちょっと協力できると思う。

(委員長)

外来種の駆除についていろいろ意見をいただいたが、マットがどこにあるか気づかない場合が多いということだった。もうちょっと実際に行動する人のことを考えて効果的な方法を検討しなければならない。

(事務局)

ボランティアの方たちとの協力は生物多様性を推進するため欠かせないと考えている。方法については別途検討させていただきたい。

(委員)

先ほどの委員からの海洋保護区の質問だが、海洋保護区の定義上は各漁協において設定されている漁業禁止区域も海洋保護区に含まれている。指定海域として富山湾が指定されているので、一応定義上、富山湾は海洋保護区となっている。

第3部の1章「県民が取り組む行動」次の第2章「重点プログラム」の関係を整理した方がよいのではないか。第1章の研究者の行動の部分がどうもぼやっと書かれており、第2章の県の施策のほうで具体的にこういうことをやりますと書いてあるので、ここに研究者の具体的な取組を示すことができるのではないかと。

(委員)

第3部第1章のアクション1に記載されている「能動的に感じる」などの表現は感動した。森林浴の記述についてだが、現在は「森林セラピー」という考え方がある。県内でも立山山麓や上市町に森林セラピー基地があり、忙しい時代に森の中に入って癒されることを想定させる森林セラピーという表記を入れてはどうか。

(事務局)

もう少し文章を工夫したい。

(委員)

第2部のトピックスなどで生きものに配慮した施工例として色々な取り組みを挙げているが、こういった施設のその後の手当て・メンテナンスはできているのか。設置後の検証については、継続的に効果が発揮できる仕組みが大事。戦略にどういう風に盛り込むのか、考えを聞かせてほしい。

(事務局)

個別の施策の効果については、基本的に県の施策は例えばPDCAサイクルといった評価手法を取り入れてそれぞれの部門が検証している。ご指摘があったようにこの戦略に評価などの全てを書き込むことは難しいと考えている。戦略自体の評価については、目標に対する達成度などを評価していくことになる。個別の施策についてはそれぞれの担当課が評価を行っていくことになろうかと考える。

(委員)

県の取り組みについて、もっと具体的に書かないのか。「例えば～を実施します」のように戦術が書いてあればわかりやすい。

(事務局)

戦術については、第3部第2章の重点プログラムにおいて、確実に実施できるものを記載した。なるべく実施可能なものについては記載していきたい。

(委員)

第3部アクション1は非常に重要なこと。「3,000m級の～」と記載してあるが、目次では第2章の4が「高低差4,000m」となっている。本文も4,000mに合わせるように水深の1,000m分も記載してはどうか。

「自然の中で遊ぶ」の項目については、記載されているものに加えて、山菜採りとか魚釣りとかハンティングなどについて「自然の恵みに感謝する」ということを含めて掲載した方がよい。

また、自然観察会は動植物の名前を知るだけではない。昆虫採集や川遊びなど実際に体験することも含まれる。自然観察会の目的を記載したほうがよい。森林セラピーについてもここに記載すればどうか。

(委員)

子供の頃から自然に親しむことが大事だと思う。

第3部の県民行動リストについて、アクション1は子育て世代が最もできないこと

だと思う。土日は習い事で予定が埋まっているため、自然に親しみたくても親しめない。アクション1～3は順番に実施しなければならないように誤解してしまうので、ちょっと紛らわしい。まずは知ることからはじめるのは当然だと思うが、実行に移しにくいと思う。「自然に親しみましょう」というような表現にするとか、実行に移しやすいように言い方を変えてほしい。

第3部の河川の記載について。海岸漂流物は、はじめから海辺に捨てられたゴミではなくて、人の住む場所や川から流れてきているものである。海辺だけきれいにしていてもこの問題は解決できない。河川にゴミを流さない、ポイ捨てをやめることで漂着物を減らすことができるので、分かりやすく掲載してほしい。

(委員長)

今のご意見について事務局何かあるか。

(事務局)

アクションリストについては、記載順に実施しようということではないが、紛らわしいということであれば修正する。海洋漂着物に関する記載についても分かりやすく記載する。

(委員)

第3部アクション1の中で、「遊び」について記載してあるが、例えば今の親御さん達は、休みの日に子ども達に川遊びを体験させたいと思っても、どこの川で安全に遊ぶことができるのか分からないので、ある程度具体的に書いてあれば助かると思う。もう少し詳しい記載をお願いしたい。現代の家庭はほとんどが共働きであり、ゆとりがない。学校教育の中で生物多様性の教育をやっていけばいいのだが。我々ボランティアが子ども達に体験をさせてあげればよいのだが、安全の問題もあり実施が難しい。県と教育委員会の横の繋がりを強くしてほしいしてもらえないか。

(委員長)

確かに子ども達が自然の中で遊ぶという機会は減ってきており、親が多忙ということもある。今後どうしていくか問題。議論については、引き続き第3章以降も含めてご意見いただければと思う。

(委員)

子供たちが自然とふれあうのは非常に大事なことと考える。農業団体でも学校の生徒がイネを育てたり、土と触れ合うことができる活動を実施している。自然を感じることも重要だが、農業との関わりについてももう少し含めてはどうか。

第3部の里地里山・田園地域の取組内容部分に耕作放棄地について書いてある。耕作放棄地の解消は重要なことだと考えているが、農業従事者の方は耕作放棄地がどうして生物多様性と繋がるのかなかなか理解しづらいのではないかと。具体的にどうすればよいのかというのが大切ではないか。

生物多様性について具体的に活動を進めていくためには、県庁の担当部局全部絡んでくると思うが、連携をとることが必要。生物多様性を目的とした運動のようなことをすれば皆に広まっていくのではないかと。

(委員)

植物にとっての多様性について、一番大きな問題となっているのはニホンジカ。先日も調査にいったら採取予定の植物が食べられて無くなっていた。高山だけでなく、

県下全域で目撃されている。数年前のイノシシのようだ。非常に緊急の問題であると
考えてほしい。今回の戦略（案）について、前回より一步踏み込んで書いてあるので
非常によいが、岐阜県や石川県のニホンジカ対策を参考にしてもらいたい。保護管理
計画の策定を前提としたモニタリング調査の実施など前向きな記載をお願いしたい。

立山ワイズユースについては「ワイズユース」という言葉が理解しづらいと思う。
これはラムサール条約の理念としての言葉なのでそのあたりの説明を第2部のラムサ
ール条約にちなんだトピックの中で紹介してほしい。

(委員)

野生動物の被害については、わりと短いタイムスパンで動いており、富山県の場合
は比較的最近だが、北海道では30年ほど前から問題になっている。長野県でも南と北
ではだいぶ違うが大変なことになっている。

富山県がこのような状態になるとしたら自然条件、社会条件は違うが、対策につい
ての基本的な考え方は共通点が多いと思うので、ゼロからではなくてそういった先行
事例を参考として考えればよい。この問題については、人間がコントロールできる部
分といくら努力しても自然災害と一緒にできない部分がある。無闇に抵抗しても無理
なところはある。そこのあたりを線引きして、効果的な対策を打てるようにしてい
くべきと考える。

(委員)

第3部里地里山・田園地域の冬期の水利用についての記載に関連して、渡り鳥の生
息地として最近ふゆみずたんぼなどがあるが、このことについても言及してほしい。

(委員)

今のふゆみずたんぼと関連して、新潟県のトキとか兵庫県のコウノトリなどの例か
らもたんぼの重要性が取り上げられている。事例紹介として、ふゆみずたんぼだけ
ではなくて、中干しするときに一部に水を残すといったことを先進地では実施している。

(委員)

「ワイズユース」のような横文字は苦手だ。何でも横文字にするのではなくもっと
美しい日本語で表現してほしい。

また、第3部里地里山・田園地域についての記載では、里山についても触れている
ので、農業関係者だけでなく林家（林業関係者）のことも書いてほしい。

(委員長)

横文字については悩ましいところがある。さて、これまでたくさんご議論いただい
た。今までいただいたご意見については事務局で戦略を修正してもらいたい。

○ 希少野生動植物の保護対策のあり方について

(委員)

条例の骨格については、国の種の保存法と遜色ないものになっている。トキのよう
に希少種を追いかけて写真を取るような人がいる。北海道では動物に悪影響を与える
行動を規制しているので、そういったことも項目に加えてみてほしい。

国の法律との関係はどうなるのか（北海道などは国で指定されていると条例で指定
できないような事態になっている）整理してほしい。

(委員)

トキについては、フォトマニア（鳥愛好家に多い）に困っていたが、富山では無くなった。鳥にストレスを与えないようにそっと見守ってほしいのだが。

(委員)

里地里山にいるような希少な動植物の生育・生息地は民有地が多い。民有地を保護区に指定できるのかが問題になる。また、希少な生きものだから公に公表を差し控えることになってくるだろうが、誰も生息・生育地を知らないが故に開発地になったりする。他県の例ではどうなっているか。

(事務局)

確認する。

(委員長)

事務局はそのあたりをもう少し整理すること。

(委員)

里地などでは人の関与が無くなったことで希少になってしまった動植物もある。「採るな触るな」では種は守れない。逆に手を入れることも考えるべき。

(委員)

この委員会でのこの条例への役割はなにか。骨格を考えればよいのか、それとも情報提供のみになるのか。

(事務局)

次回までに条例へ盛り込むべき事項を整理して示したい。それをもって最終的には答申案としていただきたい。

- パブリックコメントの実施及び策定までのスケジュールについては了承された。